

感染拡大防止のための歯科医療設備整備事業実施要綱

1. 目的

歯科治療では唾液や血液を含むエアロゾルの発生を伴うことが多く、新型コロナウイルス感染症患者の歯科治療を行った場合、院内感染のリスクが高いことが指摘されている。

このため、飛沫感染のリスクが高い歯科治療については、飛沫感染対策を含む院内感染対策に必要な機器を整えた歯科医療施設で実施できるように歯科医療提供体制の整備を推進することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

2. 実施方針

歯科用吸引装置（口腔外バキューム）を有する歯科又は歯科口腔外科を標榜する病院（主に入院患者に対する歯科診療を行う病院は除く）がない二次医療圏に歯科用吸引装置を一ヶ所設置する。

3. 事業の実施主体

歯科又は歯科口腔外科を標榜する病院（主に入院患者に対する歯科診療を行う病院は除く）を開設する者とする。

ただし、このような病院が存在しない二次医療圏においては、次のすべての要件を満たす歯科診療所を開設する者とする。

- ・各種計画（医療計画、歯科保健計画等のいずれか）において、歯科保健医療対策事業実施要綱に規定する地域拠点歯科診療所に相当する歯科診療所として位置づけられていること（今後位置づける予定である場合を含む）、又は新型コロナウイルス感染症疑い患者等を含めた、緊急度が高く飛沫感染のリスクが高い歯科治療を継続して行う意思を示しており、かつ、障害者や休日夜間の救急患者を受け入れる等の公益的事業を行っていること
- ・歯科用吸引装置を有していないこと

なお、実施主体の決定に当たっては、各都道府県は感染対策に関する協議会等や歯科医師の職能団体等の意見を踏まえて決定するものとする。